

小値賀町議会第2回定例会 (第5日目)

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町		長	西		浩	三
副	町	長	谷		良	一
教	育	長	吉	元	勝	信
会	計	者	尾	崎	孝	三
総	務	長	中	川	一	也
住	民	長	西	村	久	之
福	祉	所	植	村	敏	彦
産	業	課	木	下	誠	子
産	業	課	中	村	慶	幸
建	設	長	蛭	子	晴	市
診	療	長	近	藤		進
教	育	次	前	田	達	也

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第2回定例会

平成28年6月21日（火曜日） 午前10時00分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（ 今田光弘議員 ・ 松屋治郎議員 ）
- 第 2 議員派遣報告
- 第 3 報 告 第 1 号 平成27年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 4 報 告 第 2 号 平成27年度小値賀町渡船事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 発 議 第 1 号 小値賀町議会基本条例（案）
- 第 6 議 案 第 5 0 号 専決処分事項の承認を求めることについて
（小値賀町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 7 議 案 第 5 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
（小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 8 議 案 第 5 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
（小値賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例）

午前10時00分開会

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番・今田光弘議員、2番・松屋治郎議員を指名します。

日程第2、議員派遣報告を行います。

会議規則第127条第1項により、去る5月15日から21日まで、今田光弘議員を滋賀県大津市で開催された全国町村国際文化研究所主催の平成28年度市町村議会議員研修「新人議員のための地方自治基本コース」に議員派遣をしました。

今田光弘議員にその報告を求めます。

今田議員

1番（今田光弘） 去る5月15日から21日までの日程で、平成28年度市町村議会議員研修「新人議員のための地方自治基本コース」を、滋賀県大津市にある全国市町村国際文化研究所にて受講するため、派遣されました。講師陣は5名、首都大学東京大学院の大杉寛教授、山梨大学大学院の江藤俊昭教授、関西大学大学院の吉田悦教教授、東北大学大学院の新井崇教授、明治大学大学院の山下茂教授という豪華なメンバーで、全国から集まった当選回数1回の新人市町村議会議員59名を対象に、地方自治制度の基本から始まり、地方議会制度と議会改革の課題、自治体財政について、議員の政策法務について、分権時代の地方議会と議員に期待されていることについて、午前中2コマ、午後3コマの4泊5日間、みっちり仕込まれました。最終段階では8人程度のグループに分かれ、事前に与えられた課題と資料をもとに望ましいと考えられる議会基本条例の骨子案を意見交換しながら討議し、まとめてグループごとに発表するという条例演習を行いました。私が振り分けられたグループは北海道、宮城県、秋田県、新潟県、岐阜県、兵庫県、鳥取県の人口が少ない町村からの男性6名女性2名のメンバーで、自然の流れの中で私が進行役とまとめ役、発表、質疑応答まで行うことになりましたが、活発な意見交換や討議ができ、人口の少ない町村議会だからこそ出来るという発想で、地に足が付いた議会基本条例の骨子案を発表することが出来たと自負しております。今回の研修の成果は、これからの議員活動に大いに役立つと思うし、役立てなければならないと思います。また、多くの議員と情報を共有・交換し、他の市町村という外の世界を見聞きすることが出来たことも、とても有意義かつ大きな収穫でした。小値賀町という小さ

な町で、ともすれば井の中の蛙になってしまう、そんなことがないように広い世界に目を向け、色んな角度からの視点で小値賀町のスタンスとバランスを考えながら、これから町民皆さまの幸せを実現するため、微力ながら精一杯頑張っていこうと決意を新たにし、研修の報告とさせていただきます。以上。

議長（立石隆教） 以上で議員派遣報告を終わります。

日程第3、報告第1号、平成27年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） おはようございます。昨日はどうもありがとうございます。

それでは早速、報告第1号、平成27年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告をいたします。全4件の繰越事業の内訳としましては、総務費のマイナンバー制度導入に伴う国の補正予算措置を受けて実施する情報セキュリティ強化対策事業と、民生費で工期が28年度にまたがる養寿園の増床工事にかかる特別養護老人ホーム整備事業費補助金、そして農林水産業費でながさき西海農協小値賀支店改修工事補助金、浜津漁港にかかる小値賀島地区漁港機能保全工事4件でございます。財源内訳としましては国費が520万円、県費が701万2,000円、地方債が1億7,780万円、一般財源が9,768万4,000円でございます。

以上、繰越明許費繰越計算の結果をご報告いたします。

議長（立石隆教） これで報告の説明を終わります。

ただ今の報告に質疑ありませんか。 浦 議員

7番（浦 英明） 社会福祉費の特別養護老人ホーム整備事業費補助金。この分の財源の内訳が、地方債が1億6,840万、それと一般財源が9,160万円と載っていますけども、これは前の時は、その他で基金を9,100万円取り崩してここに作っておりますけども、この分がないんで、一般財源に9,160万円全部いつてるんですけど、これについてお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

基金につきましては、27年度中に取り崩しをしておりますので、取り崩した上で一般財源として繰越事業に充てる一般財源という形になるものですから、一般財源の項目のところに当てております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 今の工事の進み具合で、供用開始はいつ頃の予定ですかね。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

一応、特別養護老人ホームから聞いているところでは、7月15日に完成予定となっております。それと7月10日に、20床増床ですので、入る人の入所判定会を開いて、という流れになっております。

議長（立石隆教） いいですか。

ほかにありませんか。

浦 議員

7番（浦 英明） 水産業費ですね、小値賀島地区漁港機能保全工事。これについて、どこの分か尋ねます。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） 浜津漁港の分です。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号、平成27年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第4、報告第2号、平成27年度小値賀町渡船事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 報告第2号、平成27年度小値賀町渡船事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告をいたします。

新船「はまゆう」につきましては、10月23日に契約をし、3月18日に契約を変更、繰越事業として6月8日までの工期で建造してまいりました。工事は順調に推移し、5月11日に進水式を行い、5月20日に完成検査を実施したところでございまして、伊勢市の造船所からの曳航作業も終了し、現在、7月1日の就航に備え、各種手続きを進めているところでございます。財源内訳としましては、国費109万円、地方債1,610万円、一般財源1,015万4,000円でございます。

以上、繰越明許費繰越計算の結果をご報告いたしました。

議長（立石隆教） これで報告の説明を終わります。

ただ今の報告に質疑ありませんか。

浦 議員

7番（浦 英明） 今回の繰越については先程の説明で分かりましたけども、この繰越による総事業費がいくらになって、その財源の内訳というのは分かりま

すか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 今、手元に予算書がございませんけども、約1億2,000万円でございます。

議長（立石隆教） そのままどうぞ。

総務課長（中川一也） 訂正いたします。

約1億900万でございます。

議長（立石隆教） 浦議員

7番（浦英明） 1億900万円と言われましたけども、工事請負契約が1億と854万で出てるわけですね。これから以降、設計費400万円を減額して、全額また増額補正をしております。工事費にですね。そしてまたプロペラ等につきましても、これも増額やっておりますんで、この工事費がそれ以上になってると思うんで聞いたわけなんですけど、再度お尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 正確な数字を後でお答えさせていただきます。

議長（立石隆教） すぐに出ますか？後でいいですか？

ほかに質疑はありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号、平成27年度小値賀町渡船事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第5、発議第1号、小値賀町議会基本条例（案）を議題とします。

土川重佳 議会運営委員長が趣旨説明を行います。

土川議会運営委員会委員長

議会運営委員会委員長（土川重佳） 発議第1号、小値賀町議会基本条例（案）について趣旨説明をします。

平成12年4月に施行された地方分権一括法による機関委任事務の廃止により、地方自治体は、自らの責任において自治体のすべての事務を決定することになり、これらの事務に対して、議会の権限が強化された結果、議会の担うべき役割も大きくなりました。このような中で、地方議会を担うものが、その責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨を踏まえ、緊張感を保持しながら、地方分権の流れに対応できる議会へと改革しなければなりません。この自己改革にあたって議会は、まず、多様な町民を多様に代表できるという合議制の機関としての特性を生かしていくために、これまで以上に公平・公正・透明な議

会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、町民の積極的な参加を求めていくことが必要です。そのため、小値賀町議会基本条例は、議会の果たすべき役割を明確にし、議会や議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることで、町民の福祉向上と、公平で民主的な町政の発展に寄与しようとするものです。

このような認識のもと、小値賀町議会は、「能動的に行動する議会」「町民と共に歩む議会」「政策を提案する議会」を3本の柱とし、議会改革に不断の努力を重ねるとともに、この条例制定を機に、小値賀町議会がなお一層努力し、邁進していきたいと思います。

この条例案は、前議員の時から、約2年半にわたり、度々、全員協議会で真剣に議論を重ね、出前議会や小値賀町議会のホームページ等で広く町民へは説明し、パブリックコメントも行いました。ここに至るまでは、議員全員で取り組んでまいりましたが、議会に提出するにあたり、議会運営委員会で最終的なチェックをして、ここに、議会運営委員会として提案するものです。

それでは、提出条例案の概要を説明いたします。お手元の「小値賀町議会基本条例（案）解説」をご覧ください。左が条文で、右が逐条解説になっています。条例は、前文と6章からなる本文38条及び附則で構成されています。

前文は、本条例の制定背景と3つの柱を基本に、町民の負託にこたえていく決意を規定しています。

本文の主な概要を申し上げますと、第1章「総則」では、第1条で本条例の制定目的として、この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である小値賀町議会の役割を明らかにするとともに、議会及び小値賀町議会議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく小値賀町住民の負託に的確に応え、もって町民の福祉向上と公平で民主的な町政の発展に寄与することを定めています。第2条では、基本理念として、議会は地方自治が進む中で、重要な役割を担っていることを自覚し、常に町の課題に目を向け、町民のあらゆる意見を集約し、合議制の特質を十分活かした倫理的な討議によって、よりよい政策を生み出すことを基本とし、住民自治の観点から、真の地方自治の実現に向けて取り組まなければならないとしています。第3条で、能動的に行動する議会、町民と共に歩む議会、政策を提案する議会を目指すための基本方針を定めています。これ以降は、基本理念、基本方針に基づいて、細部を定めるものです。第4条は、議会の使命として、町民の多様な意見の集約、政策立案機能の充実、執行機関の監視・評価、本条例の理念浸透のための議員の研修を行う事を規定し、第5条は議決責任等として、政策決定の説明責任、議会運営の説明責任を定めています。第6条は議会の活動原則として、議会の信頼性を高めること、多様な意見、論点、争点を明確にし、充実した議

会審議を行うこと、開かれた議会を目指していくこと等を定め、第 7 条は、議員の活動原則として、自己能力・資質の向上を図ること、自由な討議の推進、独自の調査研究・町民の意見聴取等について定めるものです。

次に、第 2 章「能動的に行動する議会」では、第 8 条に、開かれた活動的な議会の推進として、常任委員会・特別委員会の適正な運営とその他の会議等の連携、公聴会・参考人制度の活用等を定め、第 9 条は、議会・議員活動の基本である会期を通年とすることを規定し、第 10 条は、委員会活動として政策立案、政策提言を積極的に行うこと、制度や政策の研究など積極的な委員会運営を行うこと等を定めています。第 11 条は、災害時の議会活動として、町長が災害対策本部を設置した時の「町議会災害対策会議」の設置を規定し、第 12 条は、自由討議による合意形成として、自由討議中心の議会運営を目指すこと、本会議等の町長等の出席要求は必要最小限とすること等を定め、第 13 条は、附属機関の設置として、必要が生じた時の学識経験者で構成する附属機関の設置の根拠を定めるものです。

次に、第 3 章「町民と共に歩む議会」では、第 14 条で議長・副議長志願者の所信表明を規定し、第 15 条は、町民参加・町民との協働として、町民との情報共有、すべての会議の原則公開、公聴会や参考人制度の活用等を定め、第 16 条で出前議会、第 17 条で議会と語ろう会、第 18 条であおぞら座談会、第 19 条で議会白書、議会の評価、第 20 条で議会広報の充実として、見やすく町民に愛される紙面づくり、ホームページ・フェイスブック・インターネット等を活用した情報公開を定め、第 21 条で町民の声を議会運営に活かすための議会モニターの設置を規定しています。

次に、第 4 章「政策を提案する議会」では、第 22 条で議員研修の充実強化として、政策形成・立案能力等の向上のため議員研修を実施することを定め、第 23 条で専門的な知見の活用をめざす議会アドバイザーの設置、第 24 条は、議会事務局の体制整備と強化として、調査及び政策立案法務機能の強化、議会事務局職員の研修等を定め、第 25 条で議会図書室の充実、公開について規定しています。

次に、第 5 章「議会機能の充実と議会改革の推進」では、第 26 条で議会改革の推進として、この条例の目的が果たされているか議会運営委員会又は議会全員協議会で検討・検証することを定め、第 27 条は、町長等と議会・議員の関係として、お互いに小値賀町より善い政治について競争し、協力しあって町政運営すること、質疑応答・一般質問は一問一答方式で行う事等を規定し、第 28 条は、予算・決算における政策説明資料の作成として、予算編成方針及び町政運営に関する方針等についての議会への説明、予算・決算の審議に対しての分かりやすい施策別、事業別の政策説明資料の提出等を規定しています。第 29 条

は町長による政策形成過程等の説明として、1号から7号までを規定し、第30条は議決事件の拡大及び進行管理として、議決事件に、基本構想及び基本計画の策定、変更、廃止、まち・ひと・しごと総合戦略の策定、変更、または廃止を規定し、議決事件の進行管理のための報告等を規定しています。第31条は通年議会の導入に伴い専決処分事項の指定、第32条は適正な議会費の確立について定めています。第33条・議員定数は、改正に際しては、町民の意見聴取、公聴会、参考人などの意見聴取などにより検討すること等を定め、第34条・議員報酬は、議員報酬改正の発議は、客観的かつ明確な理由を付して提案しなければならないと規定しています。第35条はICTの積極的活用、第36条は指定管理者の代表就任禁止を規定するものです。

次に、第6章「条例の位置づけと見直し手続き」では、第37条でこの条例が議会の基本規範であること、その他の条例・規則の制定については、これを基本とすること、第38条で、この条例の検証や見直しについて定めています。

そして、附則では、本条例の施行期日を平成28年7月1日とし、第28条の予算・決算における政策説明資料の作成の規定については平成29年4月1日から施行するようにしています。また、2項で小値賀町議会の議決に付すべき事件に関する条例を廃止することを規定しています。

以上が、提出条例案の主な概要ですが、最後に、私たち議員がこれまで以上に選挙で選ばれた町民の代表者であるという基本原理を自覚しながら、町民とともに歩む開かれた議会をめざし、町民の意思が本当に議会に反映されているのかを常に考え、合議体である議会の議員一同がこの条例を遵守し、そして、力を結集して議会活動に取り組むならば、必ずや町政の発展につながるものと確信しています。

議員におかれましては、ご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

宮崎議員

7番（宮崎良保） 発議第1号、小値賀町議会基本条例について、賛成の立場で討論をいたします。

この条例は、全員協議会を中心に約2年半に及ぶ検討を重ねてまいりました。

平成12年4月に施行された地方分権一括法による機関委任の事務の廃止により、地方自治体は自らの責任において、自治体の全ての事務を決定することとなり、これらの事務に対して議会の審議権、議決権、調査権、検査権が及ぶなど権限が強化された結果、議会の担うべき役割も大きくなりました。首長らが条例案を説明し、議員は質問するだけという、これまでの地方議会のあり方を見直し、活発な論議を促しながら地方分権の進展に伴い、議会の責任が大きくなった現実を見据えた条例であることが必須条件であります。自己改革に当たって、議事機関である議会はず、多様な町民の多様な意見を多様に代表できるという合議制の機関としての特性を活かしていくため、これまで以上に公平、公正、透明な運営が開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、町民の積極的な参加を求めていくことが必要であります。

小値賀町議会基本条例は、議会の果たすべき役割を明確にすることを目的に、町民の情報公開としての会議の傍聴の意欲を高め、議会報告会としての出前議会の開催や議員間の自由討議を拡大するなど、能動的に行動する議会、町民とともに歩む議会、政策を提案する議会を目指すための基本方針を規定した特徴を具現化し、町民に信頼され評価される議会を構築することを目指すとしている本条例の制定は、本町議会においては絶対必要な条例であると考えます。私たち議員は、選挙で選ばれた町民の代表者であるという基本原理を自覚し、町民とともに歩む開かれた議会を目指し、町民の意思が町政に反映しているかを常に考え、合議体である議会の議員の一同がこの条例を遵守し、そして力を結集して議会活動に取り組むならば、必ずや町政の発展に繋がるものと確信をしております。こうした基本条例により、議会改革への普段の努力を重ねるとともに、この条例は小値賀町議会において歴史的な1ページを開くものとして、小値賀町発展のため議会の活性化に邁進することを述べて、賛成討論といたします。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号、小値賀町議会基本条例（案）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、発議第1号、小値賀町議会基本条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 50 号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町 長

町長（西 浩三） 議案第 50 号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例案について、提案理由と内容をご説明いたします。

皆さまご承知のように、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 28 年政令第 133 号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 38 号）は、毎年 3 月末に成立する、所謂、日切れ法案と呼ばれるものでございまして、今年も 28 年 3 月 31 日に公布され、いずれも翌 28 年 4 月 1 日に施行されております。これに伴いまして、早急に小値賀町税条例を改正する必要性が生じたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年 3 月 31 日付けで本条例を専決処分し、4 月 1 日より施行した次第でございます。

内容の概略をご説明いたします。

第 1 条の一部改正では、昭和 40 年小値賀町条例第 7 号の第 56 条及び第 59 条、これは固定資産税にかかるものでございますが、その附則第 10 条の 2、第 4 項、附則第 10 条の 3 につきましては、前述のとおり上位法の改正により、文言及び適用条文が改正されておりますので、条例を 3 月 31 日付けで改正したものでございます。附則第 10 条の 2、第 7 項及び第 10 項から第 14 項、並びに第 18 項につきましては、固定資産税の課税標準の特例について定めたもので、それぞれ課税標準額の 3 分の 2 を課税標準額とするものでございます。

次に 10 ページ、第 2 条での条例一部改正は、平成 27 年小値賀町条例第 30 号として一部改正しました税条例を更に一部改正するものでございます。今回は、町たばこ税に関する経過措置を上位法の改正に伴うそれぞれの区分に応じて、文言及び適用条文を改正したものでございます。新旧対照表をご覧ください。新旧対照表を閲覧いただくことで、詳細な説明を省略させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

以上のことを改正した専決処分事項につきましては、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会にこれを報告し、承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、御承認賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。浦 議員

5 番（浦 英明） 第 1 条による改正中で、附則第 10 条の 3、第 8 項第 5 号。この改正の文言が「及び令附則第 12 条第 36 項に規定する補助金等」というふ

うに謳われておりますけども、この補助金というのはどういうものか説明を。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（西村久之） お答えします。

この文言にある補助金につきましては、内容が、外壁、窓等を通して熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅にかかる固定資産税の減額措置というふうになっておりますので、この補助金につきましては、実際、建設課のほうを担当しておりますけども、この補助金にかかる改修工事が行われた場合の期限が 28 年の 3 月 31 日で切れますので、それを平成 30 年の 3 月 31 日まで延ばすというふうな改正の内容でございます。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） 説明されましたけど、ちょっと私と一緒に早口だったのでよく分からなかったんですけども、例えば外壁とかいった工事についてですね、小値賀に該当する事例があるのかどうか。なければ他県、他町でもいいですけど、そういった例があれば説明を。

議長（立石隆教） 建 設 課 長

建設課長（蛭子晴市） お答えいたします。

外壁等を改修する分なんですけども、この事業が平成 26 年度まで事業がございました。ですけれども、県の事業の改正で、平成 27 年度からその事業がなくなりましたので、今のところ町独自の補助というのが建設課のほうではありません。現在はちょっと承知してないんですけども、先程言いましたように 26 年度まで長崎県のほうで実施していました。各市町それぞれによって額が違うんですけども、最大 20 万とか 30 万の補助をすることで外壁等の省エネに帰っていたということがありました。県外の事例は、申し訳ありませんけども、私は承知しておりません。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 50 号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号、専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

日程第 7、議案第 51 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 51 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由と内容をご説明いたします。

50 号議案と同様に、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成 28 年法律第 13 号)、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成 28 年政令第 133 号)、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成 28 年総務省令第 38 号)は、毎年 3 月末に成立します、所謂、日切れ法案と言われるものでございます。今年も平成 28 年 3 月 31 日に公布され、いずれも 4 月 1 日より施行されております。これに伴いまして、早急に税条例を改正する必要性が生じたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年 3 月 31 日付けで本条例を専決処分し、4 月 1 日より施行した次第でございます。

内容の概略をご説明いたしますと、今回の改正としましては、第 2 条にかかる国民健康保険税の基礎課税額の限度額を 52 万円から 54 万円に、後期高齢者支援金等、課税額の限度額を 17 万円から 19 万円に、それぞれ改正するものでございまして、この限度額の増額によりまして、前年度に比べまして年額にして 4 万円が増額となる世帯が 6 世帯と 15 世帯でございます。また、第 23 条にかかる国民健康保険税の減額にかかる限度額は、52 万円から 54 万円に、17 万円から 19 万円に、それから 26 万円から 26 万 5,000 円に、47 万円から 48 万円にそれぞれ改められるものでございますが、こちらが逆に減額の限度額が増額になるということは、言いかえますと減額が増えるということで、もし前年と所得が同じであれば税額は下がるということになります。

附則としましては、運用について改正後の規定は、平成 28 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用しまして、27 年度分までの国保税につきましては、なお従前の例によるということにしております。

以上のことを改正しました本専決処分事項につきましては、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会にこれを報告し、承認を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 51 号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号、専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

日程第 8、議案第 52 号、小値賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西 浩三） 議案第 52 号、小値賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正案について、提案理由と内容をご説明いたします。

この議案につきましても、先程議決をいただきました 2 つの案件と同じでございます。28 年 3 月 31 日に公布され、いずれも 4 月 1 日に施行を国のほうではされております。これに伴いまして、早急に条例を改正する必要が生じたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年 3 月 31 日付けで、本条例を専決処分し、4 月 1 日より施行した次第でございます。

内容の説明ですが、第 1 条の今回の改正は、平成 28 年小値賀町条例第 18 号で一部改正をしております小値賀町固定資産評価審査委員会条例を、更に一部を改正するものでございます。第 12 条第 1 項及び附則第 2 項の改正は、国の上位法の改正に伴う文言及び適用条文の改正でございます。

以上のことを改正しました本専決処分事項につきましては、地方自治法第 179

条第3項の規定により、議会にこれを報告し、承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 先程、答弁を保留しておりました件につきまして、説明をさせていただきます。

はまゆうの全体の建造費でございますが、予算ベースで1億1,659万5,000円でございます。財源内訳は、国庫支出金が1,000万、地方債が9,600万、一般財源が1,059万5,000円の予算ベースでございます。ほぼ実績、終わっておりますけれども、十分に予算の範囲内で進捗しておりますところでございます。

議長（立石隆教） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、明日は定刻の午前10時から開会します。

ご苦労さまでした。

— 午前 10 時 47 分 散会 —